

子ども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）策定の概要

宮代町の現状



第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画

- ・本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。
- ・幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画となります。
- ・計画期間は、令和2(2020)～令和6(2024)年度までの5年間です。

第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画

《基本理念》

ひろがる子育ての輪、夢と笑顔をはぐくむまち

《基本目標》

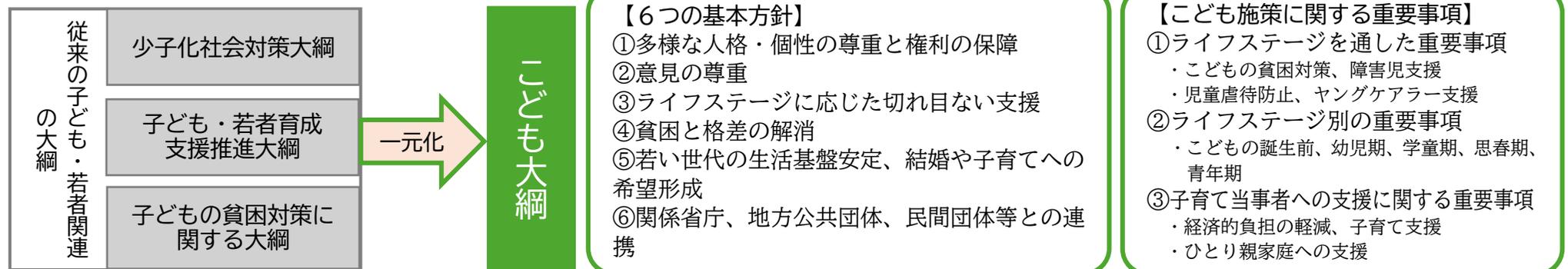
- 1 つながりあう子育てしやすいまち
- 2 あたたかい心で子育てをささえあうまち
- 3 仕事に子育てにゆとりをもてるまち
- 4 安心・安全な環境で豊かな心が育つまち

国の動向

■令和5年4月 子ども基本法施行

- ・子どもを権利の主体とし、子どもの権利を保障する総合的な計画
- ・市町村は国が定めた子ども大綱を勘案して子ども計画を策定するよう努めることを規定
- ・国は子ども大綱を定める義務があることを規定
- ・子ども計画は子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することが可能

■令和5年12月 子ども大綱閣議決定



令和7年度からの「子ども・子育て支援事業計画」は、国の子ども大綱を勘案した「子ども計画」と一体的に作成します

こども計画策定スケジュール案

